

郡山市浄化槽事務処理要領

平成 9 年 4 月 1 日 制定

平成 15 年 4 月 1 日 一部改正

平成 22 年 4 月 1 日 一部改正

平成 29 年 4 月 1 日 一部改正

令和 3 年 3 月 25 日 一部改正

令和 7 年 4 月 1 日 一部改正

令和 8 年 4 月 1 日 一部改正

[上下水道局営業課]

第 1 目 的

この要領は、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）及び建築基準法（昭和 28 年法律第 201 号）の規定による浄化槽の設置等の事務処理に関し必要な事項を定め、もってこの事務の円滑な実施を図ることを目的とする。

第 2 設置の手続

1 浄化槽法第 5 条第 1 項の規定による設置等の届出

(1) 届出書の様式

浄化槽の設置届出書又は構造等の変更届出書の様式は、浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令（昭和 60 年厚生・建設省令第 1 号）第 3 条第 1 項の規定による浄化槽設置届出書又は第 4 条第 1 項の規定による浄化槽変更届出書によるものとする。

また、この浄化槽設置（変更）届出書には、次の書類及び図面を添付させるものとする。

ア 浄化槽の設置場所付近の見取図

イ 浄化槽を設置する建築物の平面図及び配置図

ウ 浄化槽の平面図及び配置図

エ 浄化槽の仕様書

オ 浄化槽の各槽の容量を算定した書類

カ 浄化槽の処理工程を明らかにした図書

キ 処理対象人員を算定した書類

ク 流末調書（都市計画図（2,500 分の 1 程度の縮尺）等に放流経路、放流先、側溝断面、水位等を記載）

ケ 誓約書（別紙－1）（浄化槽設置届出書の提出時に限る。）

ただし、浄化槽法第 13 条第 1 項又は第 2 項の規定による認定を受けた浄化槽（以下「認定浄化槽」という。）にあつては、認定を受けたことが確認できる書類を添付することにより、ウからカまでの書類等を省くことができる。

(2) 提出先等

浄化槽設置（変更）届出書（添付書類等を含む。以下同じ。）は、浄化槽の工事着手前に郡山市長（上下水道局営業課、以下「市長」という。）に 3 部提出させるものとする。

この場合において、市長は、届出書を受理後、その 1 部を届出者に交付するとともに、1 部は特定行政庁（都市構想部開発建築法務課、以下「特定行政庁」という。）に送付するものとする。

(3) 審査結果の通知等

ア 市長

浄化槽設置（変更）届出書を受理した場合において、当該届出の内容について第2・3に定める審査基準に基づき、その審査を速やかに行い、その結果、浄化槽法第5条第2項の規定に基づき設置者等に必要な勧告を行ったときは、その旨を特定行政庁に通知するものとする。

イ 特定行政庁

特定行政庁は、市長から、浄化槽設置（変更）届出書の送付があった場合、当該届出の内容について、建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に基づき、その審査を速やかに行い、その結果、浄化槽法第5条第4項の規定に基づく相当である旨の通知又は同条第3項の規定に基づく設置等の計画の変更又は廃止命令を行ったときは、その旨を市長に通知するものとする。

2 建築基準法第6条第1項又は同法第18条第2項の規定による確認申請等の場合 （同法第87条第1項において準用する場合を含む。）

(1) 届出書の様式、提出先等

ア 建築基準法第6条第1項又は同法第18条第2項の規定による建築確認申請書又は計画通知書（以下「確認申請書等」という。）の提出に際し、浄化槽の設置又は構造等の変更（浄化槽法第5条第1項の規定による軽微な変更を除く。）がされる場合には、確認申請書のほかに第2・1・(1)の浄化槽設置（変更）届出書3部を、特定行政庁又は建築基準法第77条の18の規定により指定された確認機関（以下「指定確認検査機関」という。）に提出させるものとする。

イ 建築基準法第93条第5項の規定に基づき、建築主事又は指定確認検査機関から市長への通知は、浄化槽設置（変更）通知書により行うものとするが、この場合、浄化槽設置（変更）届出書1部を添付するものとする。

(2) 審査結果の通知等

ア 市長

市長は、建築主事又は指定確認検査機関から浄化槽設置（変更）通知書により、浄化槽設置（変更）届出書の送付があった場合において、当該届出の内容について、第2・3に定める審査基準に基づき、その審査を速やかに行い、建築基準法第93条第6項の規定により意見を述べるときは、その旨を特定行政庁又は指定確認検査機関に回答するものとする。

イ 特定行政庁の建築主事又は指定確認検査機関

特定行政庁の建築主事又は指定確認検査機関は、確認申請書等の審査にあわせて、浄化槽の設置又は構造等の変更について審査を行った結果、この計画について計画変更等の命令を行ったときは、その旨を市長に通知するものとする。

3 審査基準

市長は、浄化槽の保守点検及び清掃その他生活環境の保全及び公衆衛生上の観点から浄化槽設置（変更）届出書及び郡山市浄化槽法施行細則（平成9年郡山市規則第8号）第3条の規定による浄化槽使用開始報告書の審査を次の審査基準により行うものとする。

(1) 放流水質が次の規制基準等を上回らないこと。

ア 501 人槽以上の浄化槽にあっては、「大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排出基準を定める条例（昭和 50 年福島県条例第 18 号）」に基づく排出基準によること。

イ 500 人槽以下の浄化槽にあっては、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「政令」という。）第 32 条第 1 項に定める処理対象人員の区分別性能基準のうち生物化学的酸素要求量に係る基準によること。

ウ 浄化槽法第 4 条第 1 項に基づく技術上の基準によること。

エ 猪苗代湖流域の浄化槽にあっては、「福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例（平成 14 年福島県条例第 23 号）」に基づく排出基準によること。

(2) 放流先は環境衛生上支障なく、かつ、常時流水のある水路等とすること。ただし、浄化槽の設置場所周辺に公共の水域が存在しない場合であって、浄化槽による処理水が環境衛生上支障がない状態で放流されるときは、この限りでない。

(3) 浄化槽の保守点検は、浄化槽法第 10 条の規定による基準に従って行われるものであること。なお、浄化槽の保守点検が浄化槽保守点検業者に委託される場合にあつては、郡山市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（平成 8 年郡山市条例第 49 号）の規定による登録業者に委託されるものであること。

(4) 浄化槽の清掃は、浄化槽法第 10 条の規定による基準に従って行われるものであること。なお、浄化槽の清掃が浄化槽清掃業者に委託される場合にあつては、浄化槽法第 35 条第 1 項の規定による許可業者に委託されるものであること。

4 指導基準

浄化槽の設置等に際しての指導基準は、次のとおりである。

なお、指導基準のうち浄化槽の構造等に係る項目は、関係法令及び建築要領により特定行政庁又は指定確認検査機関が審査及び指導を行うものであるが、これらにも留意すること。

(1) 浄化槽の構造は、政令第 32 条の規定に基づく建設省告示第 1292 号及び最新の「し尿浄化槽の構造基準、同解説」（日本建築センター発行）等によるものであること。

(2) 処理対象人員の算定基準は、政令第 32 条の規定に基づく建設省告示第 3184 号及び関係通達によるものであること。

(3) 構造強度は、政令第 3 章の規定によるものであること。

(4) 浄化槽は、同一敷地内の建築物（同一敷地内に 2 以上の建築物がある場合を含む。）及び一団地内に原則として 1 基を設置するものとする。ただし、次のアからウに該当する場合は、この限りでない。

ア 同一敷地内において、棟別で増築及び改築（以下「増改築」という。）又は移転する建築物に設置される浄化槽

イ 同一棟で増改築する建築物に別系統により汚水を処理する浄化槽（増改築後の処理対象人員の合計が計 500 人以下のものに限る。）

ウ 同一敷地内（建築基準法第 86 条による「総合的設計による一団地」を含む。）において 2 以上の建築物を建築する場合、これらの建築物の合計処理対象人員の区分に応じ、政令第 32 条の表に定める性能を有する浄化槽

(5) 浄化槽は、屋外に設けることを原則とし、やむを得ず屋内に設置する場合は、有効な換気設備を設け維持管理上支障のないようにすること。

- (6) 浄化槽の流入汚水量、水質は、各建築物の用途、使用形態等を勘案して計画すること。
- (7) 建築物の使用形態、季節的状况により汚水の変動幅が著しく浄化機能に悪影響を及ぼすおそれのあるときは、必要に応じ流量調整槽を設けること。
- (8) し尿をポンプ圧送で導入する場合は、直送を避け、ポンプますを設けT字管により流入させること。
- (9) 寒冷地等で汚水の温度低下により汚水の処理機能に支障を来すおそれのある場合は、浄化槽を凍結深度以下に埋設し、又は槽内の汚水を加温する等の方法を講ずること。
- (10) 浄化槽工事業者は、浄化槽法第 21 条第 1 項の登録を受けた者（浄化槽法第 33 条第 2 項により登録を受けたとみなされる者を含む。）であること。
- (11) 放流先に水利権等がある場合は、あらかじめ当該水利権者等の同意を得るなどして将来に紛争を生じないようにすること。
- (12) 浄化槽に起因する問題が生じた場合は、浄化槽設置者又は浄化槽管理者の責任において適切に改善させること。

第 3 浄化槽設置台帳の作成

市長は、浄化槽設置台帳を整備し保存するものとする。

第 4 特定既存単独処理浄化槽に対する措置

特定既存単独処理浄化槽に対する措置については、「「特定既存単独処理浄化槽に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)」に基づき行うこととする。

なお、措置の実施に入る前の段階で、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への自主的な転換を進めることが重要であり、市長は、浄化槽管理者に対し、転換の必要性の理解を求め、状況に応じ補助制度を紹介する等により浄化槽管理者の自主的な転換を促すことを第一に行うこととする。

1 特定既存単独処理浄化槽の判定

(1) 特定既存単独処理浄化槽候補の選定

11 条検査を受検している浄化槽については、当該検査の結果により「特定既存単独処理浄化槽」の対象となり得る浄化槽を選定すること。11 条検査を受検していない浄化槽については、浄化槽台帳に集積された設置情報又は管理情報等から浄化槽をスクリーニングした上で選定すること。スクリーニングに当たっては、次の事項に留意すること。

ア 浄化槽台帳に集積された設置情報から、特に老朽化による本体又は機材の劣化が予想される建築基準法に定める旧構造基準の方式（全ばっ気型、腐敗タンク（室）等）の単独処理浄化槽について着目すること。

イ 保守点検業者又は清掃業者から得た管理情報から、単独処理浄化槽の放流水質が所定の性能を満たさないおそれのあるもの、内部の様態から見て所定の性能を確保できないことが明らかなもの又は劣化が著しいものについて着目すること。

ウ 単独処理浄化槽の放流先、単独処理浄化槽の放流水への条例に基づく水質規制の有無、及び近隣住民からの苦情通報の情報等に着目すること。

(2) 立入検査

ア 「特定既存単独処理浄化槽」の判定は、第 4・1・(1)で選定した浄化槽から浄化槽法第 53 条第 2 項の規定に基づきあらかじめ居住者の承諾を得た上で立入検査を行うことにより判定すること。

イ 特定既存単独処理浄化槽の判定を行うためには、専門的知識が必要となり、指定検査機関と同行して立入検査を実施することが望ましいことから、居住者の承諾を得る際に、指定検査機関の同行を伝え、居住者の意向を確認すること。

ウ 指定検査機関の同行を拒否された場合であって、当該浄化槽管理者が 11 条検査を受検していたときは、当該検査の結果から「特定既存単独処理浄化槽」の判定が可能か、情報が不十分な場合にはどの情報を確認すれば判定が可能かを、指定検査機関と相談した上で、職員において立入検査を実施し判定すること。

エ 指定検査機関の同行を拒否された場合であって、当該浄化槽管理者が 11 条検査を受検していなかったときは、浄化槽法第 12 条の 2 に基づく指導及び助言、勧告、命令をすることができる。これらの手続を経ても、なお 11 条検査を受検しないときは、職員において立入検査を行い、外形的状況及び性能状況等について写真を撮影して持ち帰り、後日指定検査機関と共に確認した上で「特定既存単独処理浄化槽」か否かの判定をすること。

2 特定既存単独処理浄化槽管理者への助言又は指導

浄化槽法附則第 11 条第 1 項の規定により、市長は、第 4・1 で「特定既存単独処理浄化槽」と判定された浄化槽に係る浄化槽管理者に対して、当該特定既存単独処理浄化槽に関し、除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとるよう助言又は指導をすることができる。

(1) 浄化槽法附則第 11 条第 1 項の規定による助言又は指導を行う場合は、「当該助言又は指導の趣旨及び内容」、「当該助言又は指導の担当窓口」及び「当該助言又は指導後の対応」を明確に示すこと。

(2) 前号の「当該助言又は指導の趣旨及び内容」については、次の事項を示すことが望ましい。

ア 当該「特定既存単独処理浄化槽」が現状どのような状態にあるのか。

イ 周辺の生活環境に、どのような悪影響をもたらしているのか。

ウ 当該浄化槽管理者が、具体的に何をどのようにすればよいのか

(3) 前々号の「当該助言又は指導後の対応」については、次の事項を示すことが望ましい。

ア 助言又は指導に係る措置を実施した場合は、遅滞なく市長に報告すること。

イ 助言又は指導をしたにも関わらず、なお当該「特定既存単独処理浄化槽」の状態が改善されないと認められるときは、市長が勧告を行う可能性があること。

(4) 市長は、助言又は指導により、当該「特定既存単独処理浄化槽」の状態が改善された場合は、必ずしも報告書等の提出を求める必要はないが、改善の内容を浄化槽台帳に記載すること。

3 特定既存単独処理浄化槽管理者への勧告

浄化槽法附則第 11 条第 2 項の規定により、市長は、前項の助言又は指導をした場合において、なお当該「特定既存単独処理浄化槽」の状態が改善されないと認めるときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置をとることを勧告することができる。

(1) 浄化槽法附則第 11 条第 2 項の規定による勧告を行う場合は、書面により行うこととし、前項の内容を示すことに加え、措置の内容及び勧告に伴う効果を明確に示すこと。

(2) 浄化槽法附則第 11 条第 2 項における「相当の期限」は、当該「特定既存単独処理浄化槽」の状態及び必要な措置の内容等を鑑みた上で、勧告を受けた者が当該措置を行うのに通常

必要とする期間（工事の施工に要する期間に一定の準備期間を加えた期間）を設定すること。

(3) 前々号の書面を郵送する場合は、配達証明郵便、又は配達証明かつ内容証明の郵便とすることが望ましい。

(4) 市長は、勧告により、当該「特定既存単独処理浄化槽」の状態が改善された場合は、必ずしも報告書等の提出を求める必要はないが、改善の内容を浄化槽台帳に記載すること。

4 特定既存単独処理浄化槽管理者への命令

浄化槽法附則第 11 条第 3 項の規定により、市長は、前項の勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に係る措置を講じなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置を命ずることができる。

(1) 浄化槽法附則第 11 条第 3 項の規定による命令を行う場合は、措置の内容、措置に至った理由及び根拠法令を文書により通知すること。また、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定を過不足なく教示すること。

(2) 命令は、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 2 条第 4 号に定める不利益処分であることから、行政手続法及び郡山市行政手続条例（平成 8 年郡山市条例第 6 号）が規定する手続を遺漏なく行うこと。

(3) 市長は、命令により、当該「特定既存単独処理浄化槽」の状態が改善された場合は、必ずしも報告書等の提出を求める必要はないが、改善の内容を浄化槽台帳に記載すること。

第 5 無届け浄化槽の作成

1 無届け浄化槽（浄化槽法（昭和 60 年 9 月 30 日までに設置された浄化槽については廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号））又は建築基準法の規定による届出等が行われないうで設置された浄化槽）を発見したときは、設置者から始末書を徴する等の措置を講ずるとともに第 2・1 により浄化槽設置届出書を提出させるものとする。

2 前項の届出書の提出があった場合において、市長及び特定行政庁は、第 2・1 により事務処理を行うものとする。

第 6 法定検査についての受検通知及び指導等

1 市長は、浄化槽法第 12 条第 1 項に基づく助言、指導又は勧告を行ったときは、必要に応じ、その旨を特定行政庁に通知するものとする。

2 市長が浄化槽法第 12 条第 2 項に基づく改善命令及び浄化槽の使用停止命令を行ったときは、必要に応じ、その旨を特定行政庁に通知するものとする。

第 7 事故発生時の取扱

浄化槽に係る事故とは、施設の故障、破損その他の原因で汚水等が排出され、周辺の公共の水域の水質の悪化及び悪臭等の発生により生活環境に被害が生じた場合をいう。

この場合において、市長は設置者（又は浄化槽管理者）に早急に原状復帰及び施設の改善を求めるとともに、事故発生届出書（別紙－2）（2 部）及び復旧工事計画書（2 部）を提出させるものとする。

また、復旧工事が完了したときは、事故復旧届出書（別紙－3）を提出させるものとする。

附 則

この要領は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年3月25日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際、現に旧様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

誓 約 書

年 月 日

郡 山 市 長

住 所 又 は 所 在 地

浄化槽設置者 住所又は名称及び

代表者の職・氏名

電話番号

浄化槽の設置について

浄化槽の設置について、放流先に水利権等がある場合は、あらかじめ当該水利権者等の同意を受けるとともに、設置後の維持管理に関しては、水質汚濁、悪臭等の環境汚染の防止を図り、各種の問題が生じたときは私の責任において解決することを誓約いたします。

(別紙― 2) 第 7 関係

事 故 発 生 届 出 書

浄化槽に事故が発生したので、次のとおり届出をします。

年 月 日

郡 山 市 長

住 所 又 は 所 在 地

浄化槽管理者 氏名又は名称及び

代表者の職・氏名

電話番号

浄 化 槽 の 所 在 地	
排出先の公共の水域名等	
事 故 発 生 日 時	
事 故 の 原 因 及 び 状 況	
応 急 措 置 の 方 法	
復 旧 工 事 の 方 法	
復旧工事完了予定年月日	

備考 図面を添付して事故の影響範囲を記載すること。

(別紙― 3) 第 7 関係

事 故 復 旧 届 出 書

年 月 日届出の事故について復旧工事が完了しましたので、次のとおり届出
をします。

年 月 日

郡 山 市 長

住 所 又 は 所 在 地

浄化槽管理者 氏名又は名称及び

代表者の職・氏名

電話番号

浄 化 槽 の 所 在 地	
事 故 発 生 日 時	
復 旧 工 事 完 了 年 月 日	
復 旧 工 事 の 内 容	

備考 復旧工事完了時の写真を添付すること。